

事業譲渡契約書

株式会社福邦銀行

春江信用組合

事業譲渡契約書

株式会社福邦銀行（以下「甲」という。）と春江信用組合（以下「乙」という。）は、下記のとおり事業譲渡契約を締結する。

記

第1条 乙は、本契約書に定める条項に従い、乙の事業の全部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受ける（以下この事業譲渡を「本事業譲渡」という。）。

2. 事業譲渡の期日（以下「事業譲渡日」という。）は、甲、乙協議のうえ別途これを定める。

第2条 前条により乙が甲に譲渡すべき事業の範囲は、事業譲渡日現在における次の各号に定める乙の資産、負債（以下「譲渡財産」という。）及びこれに付随する権利義務等におよぶものとする。

① 貸出金等与信債権のうち、甲、乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの。

なお、当該譲渡対象の確定にあたっては、善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする。

② 現金及び預け金のうち、甲、乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの。

③ 預金、定期積金債務。

④ その他の資産及び負債のうち、甲、乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの。

2. 譲渡財産には、乙から預金保険法附則第7条にいう協定銀行（以下「丙」という。）に譲渡される資産、負債及びこれに付随する権利義務を含まないものとする。

第3条 乙が甲に譲渡する本事業譲渡の対価は、無償とする。

第4条 乙は、譲渡財産の明細を記載した引継書を作成し、事業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産及び関係帳簿類を甲に引渡す。

2. 前項の譲渡財産の引渡しにつき、移転行為または対抗要件として登記、登録、承諾、通知等の諸手続きを要するものについては、甲、乙が協力してこれを行う。

第5条 甲は、本事業譲渡に関して、預金保険機構との間で資金援助に関する契約を別途締結する。

第6条 乙は、丙と、甲が譲り受けない資産の範囲において売却に関する契約を別途締結し、事業譲渡日までにこれを丙に売却する。

第7条 乙から甲への事業譲渡に伴い、乙の事業に従事する職員（嘱託・パートタイマー等を含む。以下同じ。）の雇用関係については、甲はこれを承継しない。

2. 乙の職員に対する退職金その他事業譲渡日までの事情に起因して発生する労働債務は、全て乙が清算する。

第8条 乙は、この契約の締結日以降事業譲渡日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ財産を管理するものとし、これに重要な影響を及ぼす行為をなす場合は、予め甲と協議して実行する。

第9条 平成14年3月末日までに甲は取締役会を、乙は総代会をそれぞれ開催し、この契約の承認及び事業譲渡に必要な事項について決議を求める。

第10条 この契約に基づく事業譲渡実行に関して生じる必要な費用の負担については、甲、乙協議のうえ別途これを定める。

第11条 事業譲渡日までに次の各号のいずれかの事由が発生したときは、甲はこの契約を解除することができる。

- ① 甲が、第5条に定める契約を締結できなかったとき。
- ② 乙が、第6条に定める契約の締結及び売却ができなかったとき。
- ③ その他この契約に基づく事業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき。

第12条 この契約は、第9条に規定する承認及び法令に定める関係官庁の認可が得られなかったときは、その効力を失う。

第13条 第9条に規定する取締役会及び総代会の開催期限は、やむを得ないときに限り、甲、乙協議のうえ、これを変更することができる。

2. この契約に定めのない事項であって、この契約に基づく事業譲渡に関し必要な事項が生じたときは、この契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い、甲、乙協議してこれを決定する。

この契約の締結の証として、本契約書正本2通を作成し、甲、乙各代表者が記名捺印のうえ甲、乙各1通を保有する。

平成13年9月26日

甲 福井県福井市順化1丁目6番9号

株式会社福邦銀行

頭 取 三 田 村 俊 文



乙 福井県坂井郡春江町馬国中区3番地7

春江信用組合

金融整理管財人 小 酒 井 好 信



金融整理管財人 油 田 敏

